

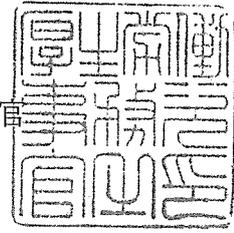


厚生労働省発医政第1016008号
平成20年10月16日

各 都 道 府 県 知 事
財団法人 日本救急医療財団理事長
財団法人 日本中毒情報センター理事長
社団法人 地域医療振興協会理事長
財団法人 日本医療機能評価機構理事長
社団法人 日本内科学会理事長
独立行政法人 国立病院機構理事長

殿

厚生労働事務次官



医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び
第三者病院機能評価支援事業費補助金の国庫補助について

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金の国庫補助金の交付については、平成18年10月16日厚生労働省発医政第1016003号厚生労働事務次官通知の別添「医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成20年10月16日から適用することとされたので通知する。

ただし、別添新旧対照表の「改正後」欄中4の(1)の⑨に係る改正については、平成20年4月1日から適用する。

なお、都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

(別添)

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 医療施設運営費補助金</p> <p>① 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業(救急医療対策事業) 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。 ア. 都道府県が行う管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 イ. 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 医師派遣緊急促進事業(地域医療確保支援事業) 平成20年10月16日医政発第1016006号厚生労働省医政局長通知の別添「医師派遣緊急促進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</p> <p>ア. 都道府県が行う医師派遣緊急促進事業 イ. 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師派遣緊急促進事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>③ 医師事務作業補助者設置支援事業(地域医療確保支援事業) 平成20年10月16日医政発第1016012号厚生労働省医政局長通知の別添「医師事務作業補助者設置支援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</p> <p>ア. 都道府県が行う医師事務作業補助者設置支援事業 イ. 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師事務作業補助者設置支援事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>④ 短時間正規雇用支援事業(地域医療確保支援事業) 平成20年10月16日医政発第1016011号厚生労働省医政局長通知の別添「短時間正規雇用支援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</p>	<p>医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

ア. 都道府県が行う短時間正規雇用支援事業
 イ. 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う短時間正規雇用支援事業に対して都道府県が補助する事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。

(1)へき地保健医療対策事業の交付額は、次の①から⑩により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～⑧ (略)

⑨へき地保健医療情報システム事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
年 額 49,304,000円	へき地保健医療情報システムの開発及び運用等に必要なたに掲げる経費 給料 職員手当等 法定福利費 賃金 報償費 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料 委託料

⑩ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①、②及び③により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

① 非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。

(1)へき地保健医療対策事業の交付額は、次の①から⑩により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～⑧ (略)

⑨へき地保健医療情報システム事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
年 額 65,976,000円	へき地保健医療情報システムの開発及び運用等に必要なたに掲げる経費 給料 職員手当等 法定福利費 賃金 報償費 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料 委託料

⑩ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	18,333千円
2. 対象経費	非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発に必要な次に掲げる経費 1. 賃借料 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費(消耗品費、印刷製本費) 5. 役員費 6. 委託費(上記1から5に該当するもの。) 7. 使用料及び賃借料

1. 基準額	18,333千円
2. 対象経費	非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発に必要な次に掲げる経費 1. 賃借料 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費(消耗品費、印刷製本費) 5. 役員費 6. 委託費(上記1から5に該当するもの。) 7. 使用料及び賃借料

② 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金をその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金をその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
管制塔病院	1か所当たり 22,779千円	管制塔病院の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報 酬 2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共済費 5. 賃 金 6. 報 償 費
支援医療機	なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。 (事業月数は平成20年度に限り5ヶ月を限度とする。)	支援医療機関の運営に必要な次

関

<p>(1) 空床確保経費 1日1床当たり 20,519円 (地域において1日4床を限度とする。)</p>	<p>に掲げる経費</p> <p>(1) 空床確保に係る経費 支援医療機関ごとに損益計算書から以下の式により算出される額に確保する空床の数を乗じて得た額</p> <p>入院診療収益×(医業費用ー材料費)／医業費用／病床数／365日</p>
<p>(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円</p>	<p>(2) 医師派遣に係る経費</p> <p>1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費 5. 賃金 6. 報償費</p>

③ 中毒情報センター情報基盤整備事業
ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

<p>1. 基準額 18,490千円</p>	<p>2. 対象経費 中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等) 5. 役務費 (通信運搬費) 6. 委託費 (集計及び入カのための委託費) 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費</p>
----------------------------	--

④ 中毒情報センター情報基盤整備事業
ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

<p>1. 基準額 18,490千円</p>	<p>2. 対象経費 中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等) 5. 役務費 (通信運搬費) 6. 委託費 (集計及び入カのための委託費) 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費</p>
----------------------------	--

(3) ~ (5) (略)

(6) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。
ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①~③ (略)

④ 医師派遣緊急促進事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の算出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1(他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は、4分の3)を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の算出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする(他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は、

(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもつとも少ない額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。)

(3) ~ (5) (略)

(6) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①~③ (略)

1. 基準額	2. 対象経費
派遣医師1人当たり	当該医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月当たりの經常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額
1. 250千円×派遣月数 (派遣月数は平成20年度に限り5ヶ月を限度とする。)	$\frac{(\text{入院診療収益} + \text{外来診療収益} - (\text{人件費} (\text{医療職}) + \text{材料費} + \text{その他の経費}))}{\text{医師数} (\text{常勤} + \text{非常勤})} \times 12$

⑤ 医師事務作業補助者設置支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 (イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
 1. 都道府県が補助する事業
 (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり次により算出された額	医師事務作業補助者設置支援事業に必要な次に掲げる経費
434千円×事業月数 (事業月数は平成20年度に限り5ヶ月を限度とする。)	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費 5. 賃金 6. 報償費

⑥ 短時間正規雇用支援事業

ア. 都道府県が行う事業
 (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 (イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。
 1. 都道府県が補助する事業
 (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり次により算出された額	短時間正規雇用支援事業に必要な次に掲げる経費
426千円×事業月数	1. 報酬

(事業月数は平成20年度に限り5ヶ月を限度とする。)

- 2. 給料
- 3. 職員手当等
- 4. 共済費
- 5. 賃金
- 6. 報償費

(7) ~ (10) (略)

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 (1) 第三者病院機能評価事業のうち、医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金、第三者病院支援事業費補助金及び医療施設運営費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

(別表)

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業
	② 救急医療対策事業
	③ 国立病院等再編成医療施設運営事業
	④ 医療施設耐震化促進事業
	⑤ 地域医療確保支援事業
	⑥ 災害医療対策事業
感染症対策費	⑦ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	⑧ 医療安全推進事業
医薬品等研究開発推進費	⑨ 治験拠点病院活性化事業

(2) ~ (16) (略)

(申請手続)

7. (略)

(変更申請手続)

8. (略)

(交付決定までの標準的期間)

9. (略)

(補助金の概算払)

10. (略)

(7) ~ (10) (略)

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 (1) 医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。

(2) ~ (16) (略)

(申請手続)

7. (略)

(変更申請手続)

8. (略)

(交付決定までの標準的期間)

9. (略)

(補助金の概算払)

10. (略)

(実績報告)
11. (略)

(補助金の返還)
12. (略)

(その他)
13. (略)

(実績報告)
11. (略)

(補助金の返還)
12. (略)

(その他)
13. (略)

3. 所要額調書、事業計画書及び所要額明細書

- (1) へき地保健医療対策費補助金所要額調書 (別紙2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
 - ④ へき地巡回診療車(船) 運営事業 (別紙6)
 - ⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (別紙7)
 - ⑥ 沖繩へき地歯科診療班運営事業 (別紙8)
 - ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
 - ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)
 - (2) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業所要額調書 (別紙11)
 - (3) 国立病院等再編成医療施設運営費補助金所要額調書 (別紙12)
 - (4) 医療施設耐震化促進事業費補助金所要額調書 (別紙13)
 - (5) 治験拠点病院活性化事業費補助金所要額調書 (別紙14)
 - (6) 地域医療確保支援モデル事業費補助金所要額調書 (別紙15)
 - (7) 医師交代勤務等導入促進事業所要額調書 (別紙16)
 - (8) 産科医療機関確保事業所要額調書 (別紙17)
 - (9) 医師派遣緊急促進事業所要額調書 (別紙18)
 - (10) 医師事務作業補助者設置支援事業所要額調書 (別紙19)
 - (11) 短時間正規雇用支援事業所要額調書 (別紙20)
 - (12) 災害医療対策事業所要額調書 (別紙21)
 - (13) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書 (別紙22)
4. 添付書類
- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること)
 - (2) へき地巡回診療の実施要綱
 - (3) 委託契約書の写(委託運営している場合)
 - (4) その他参考となる資料

3. 所要額調書、事業計画書及び所要額明細書

- (1) へき地保健医療対策費補助金所要額調書 (別紙2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
 - ④ へき地巡回診療車(船) 運営事業 (別紙6)
 - ⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (別紙7)
 - ⑥ 沖繩へき地歯科診療班運営事業 (別紙8)
 - ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
 - ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)
 - (2) 国立病院等再編成医療施設運営費補助金所要額調書 (別紙11)
 - (3) 医療施設耐震化促進事業費補助金所要額調書 (別紙12)
 - (4) 治験拠点病院活性化事業費補助金所要額調書 (別紙13)
 - (5) 地域医療確保支援モデル事業費補助金所要額調書 (別紙14)
 - (6) 医師交代勤務等導入促進事業所要額調書 (別紙15)
 - (7) 産科医療機関確保事業所要額調書 (別紙16)
 - (8) 災害医療対策事業所要額調書 (別紙17)
 - (9) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書 (別紙18)
4. 添付書類
- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること)
 - (2) へき地巡回診療の実施要綱
 - (3) 委託契約書の写(委託運営している場合)
 - (4) その他参考となる資料

別紙1

平成 年度 医療施設運営費等補助金所要額総括表

区分	品	品	品	品	品	品	品	品
	品	品	品	品	品	品	品	品
道	医療施設運営費等補助金所要額総括表							
府								
市								
郡								
町								
村								
計								

別紙1

平成 年度 医療施設運営費等補助金所要額総括表

区分	品	品	品	品	品	品	品	品
	品	品	品	品	品	品	品	品
道	医療施設運営費等補助金所要額総括表							
府								
市								
郡								
町								
村								
計								

別紙2～別紙10 (略)

別紙11 (別添1のとおり)

別紙12～別紙17 (略)

別紙18 (別添2のとおり)

別紙19 (別添3のとおり)

別紙20 (別添4のとおり)

別紙21・別紙22 (略)

第10号様式～第16号様式 (略)

第17号様式

番 号

別紙2～別紙10 (略)

別紙11～別紙16 (略)

別紙17・別紙18 (略)

第10号様式～第16号様式 (略)

第17号様式

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績
報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円

2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額総括表 (別紙1)

3. 所要額精算書、事業実績報告書及び実績額明細書

- (1) へき地保健医療対策費補助金所要額精算書 (別紙2)
- ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
- ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
- ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
- ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙6)
- ⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (別紙7)
- ⑥ 沖縄へき地歯科診療班派遣事業 (別紙8)
- ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
- ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)

(2) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業所要額精算書 (別紙11)

(3) 国立病院等再編成医療施設運営費補助金所要額精算書 (別紙12)

(4) 医療施設耐震化促進事業費補助金所要額精算書 (別紙13)

(5) 治験拠点病院活性化事業費補助金所要額精算書 (別紙14)

(6) 地域医療確保支援モデル事業費補助金所要額精算書 (別紙15)

(7) 医師交代勤務等導入促進事業所要額精算書 (別紙16)

(8) 産科医療機関確保事業所要額精算書 (別紙17)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績
報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円

2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額総括表 (別紙1)

3. 所要額精算書、事業実績報告書及び実績額明細書

- (1) へき地保健医療対策費補助金所要額精算書 (別紙2)
- ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
- ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
- ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
- ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙6)
- ⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (別紙7)
- ⑥ 沖縄へき地歯科診療班派遣事業 (別紙8)
- ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
- ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)

(2) 国立病院等再編成医療施設運営費補助金所要額精算書 (別紙11)

(3) 医療施設耐震化促進事業費補助金所要額精算書 (別紙12)

(4) 治験拠点病院活性化事業費補助金所要額精算書 (別紙13)

(5) 地域医療確保支援モデル事業費補助金所要額精算書 (別紙14)

(6) 医師交代勤務等導入促進事業所要額精算書 (別紙15)

(7) 産科医療機関確保事業所要額精算書 (別紙16)

(9) 医師派遣緊急促進事業所要額精算書 (別紙18)

(10) 医師事務作業補助者設置支援事業所要額精算書 (別紙19)

(11) 短時間正規雇用支援事業所要額精算書 (別紙20)

(12) 災害対策事業所要額精算書 (別紙21)

(13) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額精算書 (別紙22)

4. 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること)
- (2) へき地巡回診療の実施要綱
- (3) 委託契約書の写(委託運営している場合)
- (4) その他参考となる資料

別紙1

昭和 年度 医療施設運営費等補助金申請精算総括表

区	市	町	支庁	国	計
へき地巡回診療	へき地巡回診療(別紙18)	へき地巡回診療(別紙18)	へき地巡回診療(別紙18)	へき地巡回診療(別紙18)	計
医師事務作業補助者設置支援	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	計
短時間正規雇用支援	短時間正規雇用支援(別紙20)	短時間正規雇用支援(別紙20)	短時間正規雇用支援(別紙20)	短時間正規雇用支援(別紙20)	計
災害対策	災害対策(別紙21)	災害対策(別紙21)	災害対策(別紙21)	災害対策(別紙21)	計
感染症指定医療機関運営	感染症指定医療機関運営(別紙22)	感染症指定医療機関運営(別紙22)	感染症指定医療機関運営(別紙22)	感染症指定医療機関運営(別紙22)	計
計	計	計	計	計	計

(8) 災害対策事業所要額精算書 (別紙17)

(9) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額精算書 (別紙18)

4. 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること)
- (2) へき地巡回診療の実施要綱
- (3) 委託契約書の写(委託運営している場合)
- (4) その他参考となる資料

別紙1

昭和 年度 医療施設運営費等補助金申請精算総括表

区	市	町	支庁	国	計
へき地巡回診療	へき地巡回診療(別紙18)	へき地巡回診療(別紙18)	へき地巡回診療(別紙18)	へき地巡回診療(別紙18)	計
医師事務作業補助者設置支援	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	医師事務作業補助者設置支援(別紙19)	計
短時間正規雇用支援	短時間正規雇用支援(別紙20)	短時間正規雇用支援(別紙20)	短時間正規雇用支援(別紙20)	短時間正規雇用支援(別紙20)	計
災害対策	災害対策(別紙21)	災害対策(別紙21)	災害対策(別紙21)	災害対策(別紙21)	計
感染症指定医療機関運営	感染症指定医療機関運営(別紙22)	感染症指定医療機関運営(別紙22)	感染症指定医療機関運営(別紙22)	感染症指定医療機関運営(別紙22)	計
計	計	計	計	計	計

<p>別紙 2～別紙 10 (略)</p> <p><u>別紙 11</u> (別添5のとおり)</p> <p>別紙 <u>12</u>～別紙 <u>17</u> (略)</p> <p>別紙 <u>18</u> (別添6のとおり)</p> <p><u>別紙 19</u> (別添7のとおり)</p> <p><u>別紙 20</u> (別添8のとおり)</p> <p>別紙 <u>21</u>・別紙 <u>22</u> (略)</p> <p>第18号様式～第20号様式 (略)</p>	<p>別紙 2～別紙 10 (略)</p> <p>別紙 <u>11</u>～別紙 <u>16</u> (略)</p> <p>別紙 <u>17</u>・別紙 <u>18</u> (略)</p> <p>第18号様式～第20号様式 (略)</p>
--	--

別紙11

管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業所要額調査

		総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (D)と(E)の少 ない方 (F)	都道府県補助 額 (G)	国庫補助基本 額 (H)	国庫補助基本 額 (I)
直接補助	〇〇地域									
間接補助	直接補助 小計									
	△△地域									
	□□地域									
	間接補助 小計									
	合計									

(円)

<参考>

診療日の設定方法

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日 A	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 B	
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で管制塔機能を担う救急医療機関等運営を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

3. 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業所要額明細書(個別表)

地域名()

(1) 支出

施設名()

区分	支出予定額(円)	基準額(円)	選定額(円)	算出内訳
ア. 管制塔病院の運営に必要な経費又は医師派遣経費				
1. 報酬				
2. 給料				
3. 職員手当等				
4. 共済費				
5. 賃金				
6. 報償費				
派遣予定回数・・・ 回 (支援医療機関のみ記入↑)				
小計				
イ. 空床確保経費				[入院診療収益×(医業費用－材料費)÷医業費用÷病床数÷365日]×空床数 (※実際の算出内訳を記載すること)
実施予定日数・・・ 日				
小計				
合計				
ウ. その他				
〇〇費				
〇〇費				
小計				
総計				

注1. 本表は医療機関毎に別葉にて作成すること。

注2. 「算出内訳」欄は、詳細に記入すること。

管制塔病院は上記ア、ウが、支援医療機関はア、イ、ウが記入欄となっている。

(2) 収入

区分	収入見込額(円)	算出内訳
寄付金その他の収入		
〇〇		
〇〇		
合計		

1. 医師派遣緊急促進事業所要額調書

施設名	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引 事業費 (A) - (B) = (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県 補助額 (G)	国庫補助 基本額 (H)	国庫補助 所要額 (I)
〇〇病院	円	円	円	円	円	円	円	円	円
△△病院									
合計									

(注 A : 直接補助の場合)

- F 欄には D 欄と E 欄のいずれか低い方の額を記入すること。
- H 欄には C 欄と F 欄のいずれか低い方の額を記入すること。
- I 欄には H 欄の額に 1 / 2 (他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は 3 / 4) を乗じた額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) を記入すること。

(注 B : 間接補助の場合)

- F 欄には D 欄と E 欄のいずれか低い方の額を記入すること。
- H 欄には C 欄と F 欄のいずれか低い方の額に 3 / 4 を乗じた額と G 欄の額を比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
(他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は、C 欄と F 欄と G 欄を比較してもっとも少ない方の額を記入すること。)
- I 欄には H 欄の額に 2 / 3 (他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は 3 / 4) を乗じた額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) を記入すること。

2. 医師派遣緊急促進事業事業計画書

開設者名	施設名	所在地

1. 医師派遣について

派遣医師数 (診療科別)	派遣期間	派遣内容 (注1)	派遣先医療機関名	派遣先医療機関 所在地	備考 (注2)

(注1) 派遣内容欄には、常勤、非常勤(週〇日)等参考となる事項について記載すること。

(注2) 備考欄には、当該医師派遣を決定した医療対策協議会について記載すること。(例:平成〇年〇月〇日開催の医療対策協議会において決定等)

2. 対象経費の算出内訳(当該医療機関における直近の決算状況)

<算定式>

$$1\text{月分(A)} = \frac{\text{入院診療収益} + \text{外来診療収益} - (\text{人件費(医療職)} + \text{材料費} + \text{その他の経費})}{\text{医師数(常勤+非常勤)}} \times \frac{1}{12}$$

※1:分子は全て年間の収益と費用。
 ※2:「その他の経費」は、全ての医師にかかる経費(福利厚生費、旅費交通費、通信費、消耗品費、消耗器具備品費)をいう。
 ※3:「人件費(医療職)」は、医師を含むものであり、人件費総額を医療職の職員数により按分して算出すること。

対象経費	算出内訳			備考
	派遣人数	上記(A)※1	派遣月数※2	
円	人	円	月	

※1:「備考欄」に算定過程を記載すること(別紙可)。また、当該年度の決算書該当部分(写)を添付すること。

※2:派遣人数について、同一の医療機関から同一の派遣先医療機関に複数の医師が交代で派遣される場合は、同一の医師が派遣されていると仮定して算出すること。

3. 総事業費及び寄付金その他の収入額

当事業における「総事業費」とは、医師派遣に伴い派遣先医療機関との間で費用等の負担についての契約等を行っている場合、その費用等の負担額の算出額。
 当事業における「寄付金その他の収入額」とは、上記契約等に基づき、派遣先医療機関からの実際の収入(予定)額。なお、この収入額は、労働法制上、労働者派遣事業又は職業紹介事業の許可等を受けている者に限り受領できるものであることに留意すること。

総事業費	摘要 (算出基礎を記入)	寄付金その他の収入額	摘要 (算出基礎を記入)
円		円	

医師事務作業補助者設置支援事業所要額調書

1 医師事務作業補助者設置支援事業所要額調書

施設名	総事業費 A 円	寄附金の 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	都道府県 補助額 G 円	国庫補助 基本額 H 円	国庫補助 所要額 I 円
○○病院									
××病院									
△△病院									
合計									

(注 A：直接補助の場合)

1. F 欄にはD 欄とE 欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H 欄にはC 欄とF 欄のいずれか低い方の額を記入すること。
3. I 欄にはH 欄の額に1/2 を乗じた額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) を記入すること。

(注 B：間接補助の場合)

1. F 欄にはD 欄とE 欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H 欄にはC 欄とF 欄のいずれか低い方の額とG 欄の額を比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
3. I 欄にはH 欄の額に1/2 を乗じた額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) を記入すること。

2 対象経費の支出予定額明細書

(施設名)

区 分	基 準 額		対 象 経 費		選 定 額
	基 準 額	算 出 根 拠	支出予定額	算 出 内 訳	
報酬	円		円		円
給料					
職員手当等					
共済費					
賃金					
報償費					
合 計					

(注) 「選定額」の欄には、基準額と支出予定額それぞれの合計額を比較していずれか低い方の金額を記載すること。

短時間正規雇用支援事業所要額調書

1 短時間正規雇用支援事業所要額調書

施設名	総事業費 A	寄附金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I
〇〇病院	円	円	円	円	円	円	円	円	円
××病院									
△△病院									
合計									

(注A：直接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の額を記入すること。
3. I欄にはH欄の額に1/3を乗じた額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

(注B：間接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の2/3を乗じた額とG欄の額を比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
3. I欄にはH欄の額に1/2を乗じた額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

2 対象経費の支出予定額明細書

(施設名)

区分	基準額		標準額		選定額
	算出根拠	支出予定額	算出内訳	円	
報酬					
給料					
職員手当等					
共済費					
賃金					
報償費					
合計					

(注) 「選定額」の欄には、基準額と支出予定額の合計額を比較していずれか低い方の金額を記載すること。

短時間正規雇用支援事業事業計画書

(施設名)

診療科	施設の現況		短時間正規雇用支援事業事業計画				
			制度導入及び変更開始年月	短時間正規雇用者		代替医師	
	現医師数	制度導入及び変更前の勤務実態		短時間正規雇用対象者数	短時間正規雇用者の勤務形態	採用予定代替医師数	代替医師の勤務形態

- (注) 1 「制度導入及び変更前の勤務実態」欄については、現在の勤務体制における問題点等をあわせて記載すること。
- 2 「制度導入及び変更開始年月」欄については、導入・変更にあたって対象となる短時間正規雇用となる対象者及び採用・雇い上げ等で代替医師を迎え入れた日をもって開始年月とすること。
- 3 「短時間正規雇用者の勤務形態」及び「代替医師の勤務形態」欄については、短時間勤務制度の導入・変更後の勤務体制及び勤務時間数等を記載すること。

管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業所要額精算書

(円)

	総事業費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (D)と(E)の少 ない方 (F)	都道府県補助 額 (G)	国庫補助基本 額 (H)	国庫補助基本 額 (I)
〇〇地域									
直接補助									
直接補助 小計									
△△地域									
□□地域									
間接補助									
間接補助 小計									
合計									

診療日の設定方法

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区分	対象時間及び最低診療時間
休日	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日B	
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日
 なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で管制塔機能を担う救急医療機関等運営を実施した場合とする。
 ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

2. 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業実績額明細書(合計表)

(円)

地域名 (都道府県名)	医療機関名	(1)支出				基準額				選定額			(2)収入					
		支出予定額		支出す定額		合計		基準額		合計		⑦選定額 (管制塔病院)		⑧選定額 (支援医療機関)	合計 (⑦+⑧)			
		①支出予定額 (管制塔病院)	②空床確保費	③医師派遣経費	④空床確保費	⑤医師派遣経費	⑥空床確保費	⑦医師派遣経費	⑧空床確保費	⑨選定額 (管制塔病院)	⑩選定額 (支援医療機関)							
	直接補助																	
	間接補助																	
小計	管制塔病院... 支援医療機関...	か所	か所															
	直接補助																	
	間接補助																	
小計	管制塔病院... 支援医療機関...	か所	か所															
	直接補助																	
	間接補助																	
小計	管制塔病院... 支援医療機関...	か所	か所															
合計	管制塔病院... 支援医療機関...	か所	か所															

※必要に応じて適宜行を追加すること。

3. 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業実績額明細書(個別表)

(1) 支出
) 施設名 ()
) 地域名 ()

区分	支出予定額(円)	基準額(円)	選定額(円)	算出内訳
7. 管制塔病院の運営に に必要な経費又は医師派 遣経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費 5. 賞金 6. 報償費 派遣予定回数... 回 (支援医療機関のみ記入1)				
小計				
4. 空床確保経費 実施予定日数... 日 小計				[入院診療収益×(医療費用 -材料費)÷医療費用÷病床 数÷365日]×空床数 (※実際の算出内訳を記載すること)
合計				
5. その他 〇〇費 〇〇費 〇〇費 小計				
合計				
小計				
合計				

注1. 本表は医療機関毎に別業にて作成すること。

注2. 「算出内訳」欄は、詳細に記入すること。
 管制塔病院は上記ア、ウが、支援医療機関はア、イ、ウが記入欄となっている。

(2) 収入

区分	収入見込額(円)	算出内訳
寄付金その他の収入 〇〇 〇〇		
合計		

1. 医師派遣緊急促進事業所要額精算書

施設名	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引 事業費 (A) - (B) = (C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県 補助額 (G)	国庫補助 基本額 (H)	国庫補助 所要額 (I)	国庫補助 交付 決定額 (J)	国庫補助 受入額 (K)	差引 過不足額 (K) - (I) = (L)
〇〇病院	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
△△病院												
合 計												

(注A：直接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の額を記入すること。

3. I欄にはH欄の額に1/2（他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は3/4）を乗じた額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

(注B：間接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の額に3/4を乗じた額とG欄の額を比較して、いずれか低い方の額を記入すること。

（他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は、C欄とF欄とG欄を比較してもっとも少ない方の額を記入すること。）

3. I欄にはH欄の額に2/3（他の都道府県との間で行われる医師派遣の場合は3/4）を乗じた額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

2. 医師派遣緊急促進事業実績報告書

開設者名	施設名	所在地
------	-----	-----

1. 医師派遣について

派遣医師数 (診療科別)	派遣期間	派遣内容 (注1)	派遣先医療機関名	派遣先医療機関所在地	備考 (注2)
-----------------	------	--------------	----------	------------	------------

(注1) 派遣内容欄には、常勤、非常勤(週〇日)等参考となる事項について記載すること。
 (注2) 備考欄には、当該医師派遣を決定した医療対策協議会について記載すること。(例：平成〇年〇月〇日開催の医療対策協議会において決定等)

2. 対象経費の算出内訳(当該医療機関における直近の決算状況)

<算定式>

$$1\text{月分}(A) = \frac{\text{入院診療収益} + \text{外来診療収益} - (\text{人件費(医療職)} + \text{材料費} + \text{その他の経費})}{\text{医師数(常勤+非常勤)}} \times \frac{1}{12}$$

※1:分子は全て年間の収益と費用。
 ※2:「その他の経費」は、全ての医師にかかる経費(福利厚生費、旅費交通費、通信費、消耗品費、消耗器具備品費)をいう。
 ※3:「人件費(医療職)」は、医師を含むものであり、人件費総額を医療職の職員数により按分して算出すること。

対象経費	円	人	円	月	算出内訳 備考
	派遣人数	上記(A)※1	派遣月数※2		

※1:「備考欄」に算定過程を記載すること(別紙可)。また、当該年度の決算書該当部分(写)を添付すること。
 ※2:派遣人数について、同一の医療機関から同一の派遣先医療機関に複数の医師が交代で派遣される場合は、同一の医師が派遣されると仮定して算出すること。

3. 総事業費及び寄付金その他の収入額

当事業における「総事業費」とは、医師派遣に伴い派遣先医療機関との間で費用等の負担についての契約等を行っている場合、その費用等の負担額の算出額。
 当事業における「寄付金その他の収入額」とは、上記契約等に基づき、派遣先医療機関からの実際の収入額。(契約書等の写しを添付すること。)なお、この収入額は、労働法制上、労働者派遣事業又は職業紹介事業の許可等を受けている者に限り受領できるものであることに留意すること。

総事業費	円	摘要	(算出基礎を記入)
寄付金その	円	摘要	(算出基礎を記入)
他の収入額	円	摘要	(算出基礎を記入)

医師事務作業補助者設置支援事業所要額精算書

1 医師事務作業補助者設置支援事業所要額精算書

施設名	総事業費 A	寄附金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出席額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	国庫補助 交付額 J	国庫補助 受入額 K	差引過 △不足額 (K-I) L
〇〇病院	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
××病院												
△△病院												
合計												

(注A：直接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の額を記入すること。
3. I欄にはH欄の額に1/2を乗じた額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(注B：間接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の額を比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
3. I欄にはH欄の額に1/2を乗じた額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

2 対象経費の支出額明細書

(施設名)

区分	基準額		対象経費	
	基準額	算出根拠	支出額	算出内訳
報酬	円		円	
給料				
職員手当等				
共済費				
賃金				
報償費				
合計				
選定額				円

(注) 「選定額」の欄には、基準額と支出済額の合計額を比較していずれか低い方の金額を記載すること。

医師事務作業補助者設置支援事業実績報告書

(施設名)

研修参加職員				研修代替職員		
職種	研修期間	研修先	研修内容	職種	就業開始月	業務内容

- (注) 1 「職種」欄について、研修参加職員は研修時における職種を、研修代替職員は就業時における職種を記載すること。
- 2 「研修先」欄については、研修参加者が研修を行った際の養成機関の名称を記載すること。
- 3 「研修内容」欄については、研修先での研修コース名、取得資格等を記載すること。
- 4 「業務内容」欄については、代替職員の業務内容（研修参加職員と業務内容が異なる場合はその詳細）を記載すること。

短時間正規雇用支援事業所要額精算書

1 短時間正規雇用支援事業所要額精算書												
施設名	総事業費 A 円	寄附金の 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	都道府県 補助額 G 円	国庫補助 額 H 円	国庫補助 額 I 円	国庫補助 交付額 J 円	国庫補助 額 K 円	差引過 不足額 (K-I) L 円
〇〇病院												
××病院												
△△病院												
合計												

(注A：直接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の額を記入すること。
3. I欄にはH欄の額に1/3を乗じた額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(注B：間接補助の場合)

1. F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
2. H欄にはC欄とF欄のいずれか低い方の2/3を乗じた額とG欄の額を比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
3. I欄にはH欄の額に1/2を乗じた額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

2 対象経費の支出済額明細書

(施設名)

区 分	基 準 額		対 象 経 費		選 定 額
	基 準 額	算 出 根 拠	支 出 済 額	算 出 内 訳	
報酬	円		円		円
給料					
職員手当等					
共済費					
賃金					
報償費					
合 計					

(注) 「選定額」の欄には、基準額と支出済額の合計額を比較していずれか低い方の金額を記載すること。

短時間正規雇用支援事業実績報告書

(施設名)

短時間正規雇用支援事業実績報告		施設導入及び変更 開始年月		短時間 正規雇用 対象者数	短時間正規雇用者 の勤務形態	採用代替 医師数	代替医師の 勤務形態
診療科	施設の状態	制度導入及び変更 開始年月		短時間 正規雇用 対象者数	短時間正規雇用者 の勤務形態	採用代替 医師数	代替医師の 勤務形態
		制度導入及び変更 開始年月		短時間 正規雇用 対象者数	短時間正規雇用者 の勤務形態	採用代替 医師数	代替医師の 勤務形態

(注) 1 「制度導入及び変更前の勤務実態」欄については、導入前の勤務体制における問題点をあわせて記載すること。

2 「制度導入及び変更開始年月」欄については、導入・変更にあつて対象となる短時間正規雇用となる対象者及び採用・雇い上げ等で代替医師を迎え入れた日をもって開始年月とすること。

3 「短時間正規雇用者の勤務形態」及び「代替医師の勤務形態」欄については、短時間勤務制度の導入・変更後の勤務体制及び勤務時間数等を記載すること。